

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年12月13日開催 全国地方銀行協会／

令和5年12月14日開催 第二地方銀行協会]

1. サイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VIII) の振返りについて

- 「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VIII)」について、演習参加行の振返りのための意見交換を実施した。
- 演習結果については、個別評価をそれぞれの参加行に還元したのち、業界共通課題についても還元する予定。

2. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- マネロン等リスク管理態勢の整備に関して、各行の経営陣におかれては、対応の進捗状況を今一度確認いただきたい。
- 金融庁としては、引き続き協会と連携し、2024年3月末までに業界全体として態勢整備を完了すべく、きめ細かい支援を行っていく。各行におかれては、こうした支援も活用しつつ、確実に態勢整備を完了するよう取り組んでいただきたい。
- なお、こうした業界を挙げた取組や当庁による支援にもかかわらず、来年3月末までに態勢整備を完了しない金融機関に対しては、必要に応じ、個別に行政対応を検討する場合もあることを申し添える。

3. 経営改善・事業再生支援の徹底等について

- 11月27日に「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、金融担当大臣等より、官民の金融関係団体等に対し、資金需要の高まる年末、年度末の資金繰り支援に加え、早期の経営改善・事業再生支援の徹底等についてお願いしたところ。また、本趣旨を踏まえ、同日(11月27日)、要請文を発出するとともに、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正案のパブリックコメントを開始した。
- 金融機関においては、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で措置された補助金等を含め政府の各種支援策を活用しつつ、事業者支援の徹底をお願いしたい。

4. 「経営者保証改革プログラム」の実行推進について

- 経営者保証改革プログラムの進捗について、10月の意見交換会でも状況をお伝えしたところだが、本日は金融機関がプログラムを受け公表した取組方針や、前回の意見交換会以降に経営者保証ホットライン等に寄せられた事業者からの声をお伝えする。
- 公表された取組方針では、
 - ・ 原則、経営者保証を求めない
 - ・ 行内研修等を継続的に実施し、行員のガイドラインの趣旨や内容の浸透、定着に努める
 - ・ 経営者保証を求める際には、解除条件付き特約を設定するといった前向きな方針が確認できた。
- 一方、事業者からは、経営者保証を徴求する際に、必要性等について具体的な説明が無かったという声が引き続き寄せられている。
- また、11月22日、廃業時の「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方について改定が行われるなど、金融庁としても経営者の個人破産回避に向け対応を検討しているところ。「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理を検討している事業者の相談に対して、金融機関が真摯に対応してくれなかった、といった声も寄せられており、監督指針に沿った運用が十分ではない金融機関も見られる。

5. 『業種別支援の着眼点』（試行版）の公表について

- 11月28日、3業種（製造業、サービス業、医療業）について、地域金融機関等の現場職員が経営改善支援に着手する際のポイントをまとめた、『業種別支援の着眼点』の試行版が公表された。
 - ※ 試行版の公表・意見募集の主体は、事業委託先であるメディアラグ株式会社。
 - ※ 2022年度は、5業種（建設業、飲食業、小売業、卸売業、運送業）についての『業種別支援の着眼点』を作成・公表。
- 金融庁としては、今後、皆様の意見も踏まえ、『業種別支援の着眼点』の改良を進めるとともに、その普及促進に取り組んでいく。2022年度公表済みの5業種とあわせ、行内勉強会等での活用など、現場職員の事業者支援能力の向上に活用いただきたい。

6. 地域企業へのデジタル化支援の後押しについて

- デジタル技術を活用した地域企業の生産性向上や業務効率化に向けては、日常的に地域企業と関わり、経営課題やニーズをよく把握している地域金融機関等に対し、取引先事業者等のデジタル化を支援することへの期待が寄せられている。
- こうした取組みを一層促進する観点から、11月2日に閣議決定された総合経済対策には、地域金融機関等が地域企業のデジタル化支援に取り組む際に活用できる施策として「地域デジタル化支援促進事業」が盛り込まれている。
(参考) 同事業は、地域金融機関等が地域企業のデジタル化支援を行った際に要した費用の一部に予算措置を講ずるもので、予算額は約8億円。事業の詳細は、事業の実施主体である内閣府地方創生推進室より追って周知がなされる見込み。
なお、上記総合経済対策には、昨年を引き続いて先導的人材マッチング事業も盛り込まれている。
- 各行におかれては、必要に応じてこうした施策の活用もご検討いただき、事業者の実情に応じた支援をお願いしたい。

7. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 本年も「REVICareer（レビキャリア）」の普及促進のための周知・広報や利便性向上のためのシステム改善を進めてきたところ、年初に比べ、登録者数は928人増加し累計2,207人、求人件数は1,102件増加し累計1,728件、マッチング件数についても39件増加して46件となり、大きな飛躍を遂げた1年となった。
- レビキャリアについては、皆様よりご好評をいただいていることもあり、11月29日に成立した補正予算において予算措置がなされており、引き続きレビキャリアを通じた地域金融機関における人材マッチングの取組を促進していく。
- 各金融機関におかれても、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応えていくにあたり、引き続きレビキャリアの積極的な活用を検討いただきたい。

8. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の各金融機関への導入状況」について、2023年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を

11月17日に公表した。

- アンケート調査の結果、個人預貯金残高ベースで導入済みの金融機関の割合は約70%にまで達しているほか、約22%が今後導入予定となっている。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済の金融機関においても、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供に向けた取組を継続していただきたい。

9. NISAの周知・広報について

- NISAの口座数・買付額は着実に増加しており、集計中だが、9月末のNISA口座数（一般・つみたての合計）は2,000万口座を突破する見込みである。NISA制度を活用し、多くの方々に、各々のライフプランに応じた安定的な資産形成に取り組んでいただきたいと考えている。
- 次に、金融庁・財務局における周知・広報について、3点紹介する。
- 第一に、11月下旬に、NISAに関するオンラインセミナーを開催した。これは、試行的に、国家公務員や地方公務員に対して行ったものであるが、延べ1万人以上が参加したほか、地域のメディアに取り上げられるなど、NISAに対する関心の高さが伺えた。これを受け、セミナーの動画は、一般の方がご覧いただけるよう、近日中に金融庁ウェブサイトにて公開予定である。
- 第二に、12月から2024年2月にかけて、ハイブリッド形式のイベントを計3回開催予定である。著名人を招き、トーク形式でわかりやすくNISAや資産形成についてお伝えしたいと考えている。イベントの詳細は、資料にもある金融庁ホームページのイベント特設サイトに掲載しているので、関心がある顧客、担当者等への紹介等をお願いできれば幸いである。
(参考) イベント特設サイト
https://www.fsa.go.jp/user/nisa_mirai_produce/index.html
- 第三に、金融庁のNISA特設ウェブサイトのリニューアルや、「つみたてワニーサ」X(旧Twitter)アカウントでの情報発信の強化にも取り組んでいる。新しいNISAの開始に向け、様々なツールを活用し、新しくNISAを始める方にもわかりやすい周知・広報に取り組むと考えている。
- 各団体においても、制度開始前後の時期を中心に、創意工夫に満ちた周知・広報活動が行われる予定と承知している。金融庁としても、しっかりと連携してまいりたい。

○ 最後に、年末年始は制度が移行する重要な時期であり、金融機関においては、既に申し上げている NISA に関する適切な周知や、NISA 口座の開設も含めた顧客対応に万全を期していただきたい。特に、先日の国会審議の間でも取り上げられたが、原発事故の避難者が NISA 口座を開設する場合は、法に基づく避難証明書も税法上、本人確認書類としては有効であり、現住所と住民票の住所が異なっても口座開設が可能であるので、この点留意いただきたい。詳細については、また別途周知する。引き続き、官民一体となって、NISA の普及・活用促進に取り組んでいきたいと考えており、協力を賜りたい。

(以 上)